

令和7年6月24日

公立大学法人公立小松大学
理事長 石田 寛人 様

公立大学法人公立小松大学

監事 松本 哲哉

監事 能登 宏和

監査報告書

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人公立小松大学の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの業務について監査を実施しました。

その結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

私たち監事は、理事会等に出席して、法人としての重要な意思決定並びに役員の職務の執行状況を聴取するとともに、関係する役員及び職員から説明を受けるなど監事監査に必要と考えられる監査手続を実施しました。

また、財務諸表及び決算報告書の内容について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 公立大学法人公立小松大学の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 理事長、副理事長及び理事の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制及び運用については、指摘すべき重大な事項は認められません。
- (3) 理事長、副理事長及び理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実はありません。
- (4) 財務諸表は、法人の財政状況及び運営状況等を適正に表示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、法人の予算の区分に従い法人の決算の状況を適正に表示しているものと認めます。

以 上